

## 工事完了届出書（公共施設工事完了届出書）添付書類チェックリスト

No.	項目	様式	作成要領	チェック
1	工事完了届出書	様式第4	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出日は市町村の受理日と同日とする。</li> <li>「工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称」には完了した時点での地番を全筆を記載すること。（記載しきれない場合は省略し、別紙に記載しても可）</li> <li>分筆登記が必要な場合は、原則分筆後の地番とすること。</li> <li>工区を分けた場合は、その工区部分のみの地番とすること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
2	区域内土地一覧表 （開発区域全体）	様式自由	<ul style="list-style-type: none"> <li>大字名、小字名を正しく記載すること。</li> <li>開発区域（工区）内の全ての地番について、土地登記簿謄本の記載事項の一覧となるように作成。</li> <li>工区を分けた場合は、工区毎の一覧表も添付すること。</li> <li>合筆、分筆等により許可時から地番が変わっている場合などは、新しい地番の土地登記簿謄本（全部事項証明書）の原本を添付すること。（副本はコピーで可）</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
3	公共施設工事完了 届出書 ※公共施設がある場合のみ	様式第5	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出日は市町村の受理日と同日とする。</li> <li>「工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称」には、完了した時点での公共施設に係る地番を全筆記載し省略しないこと。（記載しきれない場合は省略し、別紙に記載しても可）</li> <li>分筆登記が必要な場合は、原則分筆後の地番とすること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
4	区域内土地一覧表 （公共施設分） ※公共施設がある場合のみ	様式自由	<ul style="list-style-type: none"> <li>大字名、小字名を正しく記載すること。</li> <li>開発区域（工区）内に含まれる公共施設分の全ての地番について、土地登記簿謄本の記載事項の一覧となるように作成。</li> <li>工区を分けた場合は、工区毎の一覧表も添付すること。</li> <li>合筆、分筆等により許可時から地番が変わっている場合などは、新しい地番の土地登記簿謄本（全部事項証明書）の原本を添付すること。（副本はコピーで可）</li> <li>地目には道路、水路等の別を記入すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
5	開発許可証の写し		完了届書の提出までに許可された全ての許可証を添付すること。	<input type="checkbox"/>
6	位置図	1/25,000以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、都市計画縮括図（1/25,000）を使用し申請位置を示すこと。（申請区域が用途地域の場合は地域地区の凡例を添付すること。）</li> <li>方位を示すこと。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
7	案内図	1/1,500以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、住宅地図（1/1,500程度）等を使用し開発区域を形状に合わせて赤線で囲むこと。</li> <li>方位を示すこと。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
8	公図写し		<ul style="list-style-type: none"> <li>開発許可申請書に添付した転写連続図を添付すること。</li> <li>分筆登記が必要な場合は、原則分筆後を反した転写連続図とし、開発区域を赤色で囲むこと。</li> <li>転写連続図には、各筆毎に地番、地目、土地所有者、転写年月日、法務局名のほか、転写者の氏名及び資格（測量士、土地家屋調査士）を記載し、実印等（三文判は不可）を押印すること。</li> <li>公共施設がある場合は、公共施設部分を明確にするよう工夫すること。</li> <li>工区を分けた場合は、工区を示した転写連続図も添付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
9	土地利用計画図 （出来形）	1/1,000以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地利用計画図は、擁壁、水路等、施工した全ての構造物の設置状態が分かるように（旗揚げ）図示されていること。数値は出来形値（実測値）とする。</li> <li>開発許可申請時に添付した土地利用計画図、造成計画平面図、排水施設計画平面図を添付することでも可。</li> <li>土地所有者など個人名等の情報は記載しないこと。</li> <li>方位を示すこと。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
10	出来形展開図	縮尺適宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>擁壁、水路等、施工した全ての構造物の出来形展開図とする。</li> <li>開発許可申請書に添付した展開図へ出来形値（実測値）を記載し、設計値と対比できるように図示すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
11	出来形構造図	縮尺適宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場打ちコンクリートの擁壁や水路、また、構造物基礎コンクリートや基礎砕石など、2次製品（プレキャスト製品）以外で施工した構造物について、出来形構造図を添付すること。</li> <li>開発許可申請書に添付した構造図へ出来形値（実測値）を記載し、設計値と対比できるように図示すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>

12	工事写真（施工管理写真）	様式自由	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 写真管理番号、撮影方向等を記入した写真撮影位置図の作成、若しくは写真帳に工事箇所を記載するなど、写真の場所が分かるように工夫すること。</li> <li>• 工事着工前及び完成後の全景写真、各工種ごとの工事途中の写真、埋め戻し前の写真（出来形確認）、構造物等の形状・寸法が判明できる写真、完成後の写真等を添付すること。</li> <li>• 写真は、スタッフ等を用いて実測寸法がわかるようにし、かつ黒板に設計寸法及び実測値を記載するなど、設計どおりに施工されているか分かるように作成すること。（特に不可視部分の施工管理写真）</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
13	公共施設帰属関係書類 ※公共施設がある場合のみ		新設される公共施設がある場合は、帰属される市町村に提出したものとする。（登記承諾書、印鑑証明書、寄付採納証書等の各種書類の写し）	<input type="checkbox"/>
14	工程表 ※工区を分けた場合かつ残工区がある場合のみ	様式自由	残りの工区の完了時期及び現在における進捗率を示すこと。	<input type="checkbox"/>
15	その他知事が必要と認め指示する図書		2次製品（プレキャスト製品）等の品質証明書の写しを添付すること。	<input type="checkbox"/>
	開発登録簿に備える図書の電子データ		土地利用計画図のPDFデータを提出すること。（電子メールによる送付も可）	<input type="checkbox"/>

※ 書類を作成するに当たっては、検査実施者が技術基準、許可申請書の内容に適合していることが確認できるよう資料を作成すること。